和歌山信愛女子短期大学学則

第１章　目的および使命

〔目的および卒業認定・学位授与の方針〕

第１条　本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。

２　本学に２年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

（１）女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にする愛の精神を体現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。

（２）職業人として、その使命を理解し、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。

（３）社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。

〔自己点検・評価および認証評価〕

第２条　本学は、教育水準の向上を図り、本学教育の目的および使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

２　前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第２章　学科、修業年限、学生定員および学科の教育目的

〔学科および修業年限〕

第３条　本学に生活文化学科（生活文化専攻、食物栄養専攻）、保育科をおく。

２　修業年限は２年とする。

３　学生は、４年をこえて在学することはできない。

〔学生定員〕

第　４　条　各学科・専攻の学生定員は次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	収容定員
生活文化学科生活文化専攻	４０名	８０名
生活文化学科食物栄養専攻	５０名	１００名
保　育　科	８０名	１６０名

〔学科・専攻の教育目的および卒業認定・学位授与の方針〕

第　５　条　学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。

生活文化学科食物栄養専攻

建学の精神に則り､食生活を通して人々の健康を維持増進することに貢献できる、専門の知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。

保　育　科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

２　学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に２年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

（１）　キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。

（２）　生活と職業に関する専門的知識を修得し、これらを必要とする領域で個性を発揮することができる（専門的知識・理解）。

（３）　実社会において求められる専門的かつ実践的な技能が身につい

ている（専門的技能）。

（４）知性と論理的思考力を背景に、生活に関係する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。

（５）多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる。（社会人としての態度・志向性）。

生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に２年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

（１）キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。

（２）食と健康に関する基礎知識を修得し、人々の食と健康を支える職業人としての使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。

（３）食や医療、介護の現場に必要な技能と表現力を身につけ、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的技能）。

（４）知性と論理的思考力を背景に、食生活に関係する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。

（５）多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

保　　育　　科

本科に２年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

（１）キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。

（２）子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や状況に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。

（３）教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行、改善できる（専門的技能）。

（４）知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。

（５）多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

第　３　章　　学年、学期、休業日および授業期間

〔学年〕

第　６　条　本学の学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

〔学期〕

第　７　条　学年を分けて次の２学期とする。

前学期　　４月１日より９月３０日まで

後学期　　１０月１日より翌年３月３１日まで

〔休業日〕

第　８　条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日　曜　日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）本学創立記念日　　１１月１２日
（４）春季休業　　３月２０日より３月３１日まで
（５）夏季休業　　８月１５日より９月３０日まで
（６）冬季休業　　１２月２５日より１月７日まで

２　前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じ、休業日に授業を行い、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

〔１年間の授業期間〕

第　９　条　１年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間３５週にわたることを原則とする。

第　４　章　　教育課程および履修方法等

〔教育課程〕

第　10　条　本学の授業科目を分けて基礎教養科目群と専門教育科目群とする。

２　授業科目および単位を別表１～４のとおりとする。

３　前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の議を経て学長が臨時に授業科目を開設することができる。

〔授業の方法〕

第　11　条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

２　本学は前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

〔履修方法〕

第　12　条　本学において開設する各授業科目は、これを必修科目および選択科目に分け、各年次に配当して編成する。

２　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1 年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めることができる。

３　前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

３　履修方法及び各学科の履修登録単位数の上限については、別に定める。

〔単位の授与〕

第　13 条　各授業科目を履修した者には認定の上、単位を与える。

２　単位修得の認定の方法は、原則として、試験によるものとする。

〔試験等〕

第　14　条　試験等は、原則として学期末または学年末に実施する。

２　試験等の受験資格、再試験および追試験に関しては、別に定める。

〔授業科目の評価基準〕

第　15　条　成績の評価は１００点満点とし、６０点以上を合格とする。

２　本条および前２条に関して、必要とする事項は別に定める。

〔授業種別および単位計算〕

第　16　条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

（１）講義及び演習については１５時間から３０時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とする。

（２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とする。

（３）１つの授業科目について、講義、演習、実習または実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、個人指導を主とする卒業研究等の授業科目については、その成果を評価して本学で定める単位を与えることができる。

〔卒業要件〕

第　17　条　本学を卒業するためには、学生は２年以上在学し、別表１～４に定めるところにより、基礎教養科目群および専門教育科目群にわたり６２単位以上を修得しなければならない。

２　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第１１条第２項の授業の方法により修得する単位数は、３０単位を超えないものとする。

３　本学に２年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

４　前項の規定により卒業を認定した者に対し、本学の学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第　5　章　　免許状および各種資格の取得

〔教員免許状〕

第　18　条　本条第２項に規定する教員免許状の資格を取得しようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表５に定める所要の単位を修得しなければならない

２　本学において取得できる免許状の種類は次のとおりである。

学　　科	取得できる免許
保　　育　　科	幼稚園教諭２種免許状

〔栄養士・保育士〕

第　19　条　前条に定めるほか、本学の各学科において取得できる資格および免許は次の表に掲げるとおりとする。

学科・専攻	取得できる資格および免許
生活文化学科食物栄養専攻	栄　養　士
保　　育　　科	保　育　士

第　20　条　　生活文化学科食物栄養専攻の学生で、栄養士の免許を得ようとする者は、第１６条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法および同施行規則の規定により別表６に掲げる修業教科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第　21　条　保育科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、第１６条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法および同施行規則の規定により別表７に示す所定の修業教科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

２　介護福祉士養成施設の卒業者に対しては、別表７の備考２に従う。

〔その他の資格〕

第　22　条　生活文化学科生活文化専攻の学生で、全国大学実務教育協会認定の「秘書士」「上級秘書士」「上級秘書士（メディカル秘書）」「情報処理士」「上級情報処理士」称号の資格を得ようとする者は、別表８に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目および単位数を履修しなければならない。

２　生活文化学科食物栄養専攻の学生で、日本医療福祉実務教育協会認定の「医療秘

書実　務士」称号の資格を得ようとする者は、別表９に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要　な単位を修得しなければならない。

３　生活文化学科の学生で、日本フードコーディネーター協会認定の「フードコーディネーター３級」称号の資格を得ようとするものは、別表１０に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第　6　章　　入学、再入学、転学、転学科、休学、退学および除籍

〔入学時期〕

第　23　条　入学の時期は学年のはじめとする。転入学、再入学の場合も同様とする。

〔入学資格〕

第　24　条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

（４）文部科学大臣が指定した者

（５）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定により大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（６）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者

〔入学検定料〕

第　25　条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表１１による入学検定料を添えて提出しなければならない。

２　提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

〔入学許可〕

第　26　条　入学志願者に対しては、選考の上、学長が入学の許可を決定する。

〔再入学・転入学〕

第　27　条　退学者で再入学を願い出た時は、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が入学を許可することがある。その場合、既修の単位数ならびに修業年限を本学に必要な単位数ならびに修業年限に算入することができる。

２　再入学に関する事項は別に定める。

第　28　条　他の大学から転学を希望する者に対しては、選考の上、学長がこれを許可することがある。

２　転入学に関する事項は別に定める。

〔転学科〕

第　29　条　転学科（専攻）を志願する者に対しては、学長がこれを許可することがある。

２　転学科（専攻）に関する事項は別に定める。

〔入学料等〕

第　30　条　学長は指定された期間内に入学料その他の納入金を納め、本学の指定する書類を提出した者に対し、本学への入学を許可する。

２　前項の手続きを怠った者には、入学を許可しないことがある。

〔保証人〕

第　31　条　入学を許可された者は、保証人を立てなければならない。

２　保証人は、保護者またはこれに代わる成年者とする。

３　保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

４　保証人を変更したとき、または保証人が転居したときは直ちに届け出なければならない。

〔休学〕

第　32　条　病気その他止むを得ない事由で引き続き３か月以上欠席しようとする者は、休学を願い出ることができる。

２　前項の休学のうち、傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第　33　条　休学は１年を超えることができない。ただし、特別な事情のあるときは、さらに１年延長することができる。

２　休学期間は、在学期間に算入しない。

第　34　条　休学者は、休学の事由が止み復学しようとするときは、これを届け出なければならない。

〔退学・転学〕

第　35　条　退学または転学しようとするときは、所定の様式の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

〔除籍〕

第　36　条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

（１）第３条第２項に規定する在学年限を越えた者

（２）第３３条第１項に規定する休学期間を越えた者

（３）授業料等の納入を怠り、督促をしてもなお納入しない者

（４）長期間にわたり行方不明の者

第　７　章　　入学金、授業料等

〔入学金〕

第　37　条　本学に入学を許可された者は、別表１２による入学金および教育充実費を納入しなければならない。転入学も同様とする。

ただし、再入学の入学金等については、別に定める。

２　入学金等の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

〔授業料、その他諸費用等〕

第　38　条　授業料、その他諸費用等については、別表１２のとおりとする。

２　既納の授業料等納入金は、原則として、返還しない。

第　39　条　休学が前期または後期の全てに亘る場合は、その期間の授業料等を免除する。ただし、在籍料として別表１２に定める金額を納入しなければならない。

第　40　条　停学を命じられた場合は、その期間中の授業料を納入しなければならない。

２　授業料の納入の義務を怠り、督促を受けても所定の期限までに納入しない者は除籍する。

〔その他の学納金〕

第　41　条　第３８条に規定する学納金の外に修学に必要な費用を納入させることがある。

第　8　章　　職　員　組　織

〔職員〕

第　42　条　本学に次の職員をおく。

学　　長
副　学　長
学　長　補　佐
事　務　長
教　　授
准　教　授
講　　師
助　　教
助　　手
事　務　職　員
技　術　職　員

２　学長は、前項の外必要に応じて他の職員をおくことができる。

〔職員の職務〕

第　43　条　職員の職務は、学校教育法第９２条に基づき、次のとおり定める。

（１）学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（２）副学長及び学長補佐学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。学長に支障のある場合には、副学長が職務を代行する。

（３）事務長は、学内の事務をつかさどる。

(４) 教授、准教授、講師、助教は学生を教授し、研究を指導し、また研究に従事する。

（５）助手は、教育研究を補助する。

（６）事務職員は、教務、庶務、会計その他の事務に従事する。

（７）技術職員は技術に関する業務に従事する。

第　9　章　　運営会議、教授会および各種委員会

〔運営会議および教授会〕

第　44　条　本学の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に運営会議を置く。

2　運営会議は、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務長をもって組織する。

3　学長は、必要ありと認めた時は、専任の職員を参加させることができる。

4　運営会議は、次の事項を審議する。

（1）大学運営、将来計画に関する事項

（2）教学マネジメントに係る事項

（3）学則、諸規程等の制定改廃に関する事項

（4）人事に関する事項

（5）学生の厚生補導の方針に係る事項

（6）学生の入学、卒業、在籍の方針に係る事項

（7）卒業認定・学位授与の方針に係る事項

（8）自己点検・評価の方針に係る事項

（9）その他、重要事項

5　このほか運営会議に必要な事項は、別に定める。

第　45　条　本学の教育及び研究等に関する事項について審議する組織として教授会をおく。

2　教授会は、学長、副学長および専任の教授をもって組織する。

3　学長は、必要ありと認めた時は、専任の准教授、講師、助教、助手または他の教員職員を参加させることができる。

4　教授会は、次の事項を審議する。

（1）教育研究に関する事項

（2）教育課程および授業科目に関する事項

（3）学生の学修、生活指導、福利厚生、賞罰に関する事項

（4）学生の入学、卒業およびその他学籍に関する事項

（5）学位の授与

（6）教員の採用および昇任時の教育研究業績の資格審査に関する事項

（7）その他学長の諮問した教育研究に関する重要な事項

5　このほか教授会に必要な事項は、別に定める。

〔各種委員会〕

第　46　条　本学に各種委員会を設ける。

２　各種委員会の規定は別に定める。

第　10　章　　科目等履修生、聴講生、外国人留学生および研究生

〔科目等履修生・聴講生〕

第　47　条　本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が科目等履修生として許可することがある。

２　科目等履修生には、本学則第１３条および第１５条の規定を準用して単位を与えることができる。

３　科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

４　本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは､本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が聴講生として許可することがある。

５　聴講生に関し必要な事項は別に定める。

〔外国人留学生〕

第　48　条　外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関し必要な事項は別に定める。

〔研究生〕

第　49　条　本学において、特定の事項に関し、本学教員の個人指導を受けて研究に従事しようとする者があるときは、選考の上、学長が研究生として許可することがある。

２　研究生に関し必要な事項は別に定める。

第　11　章　　賞　　罰

〔表彰〕

第　50　条　学業、徳行その他の業績について特に優秀と認められた学生に対して表彰することがある。

２　表彰に関し必要な事項は別に定める。

〔懲戒〕

第　51　条　学生が本学の規則に反するか、または学生の本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

２　前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

３　懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第　12　章　　公開講座その他

〔公開講座等〕

第　52　条　地域文化の向上発展に資するため、適宜に公開講座、講習会、展示会等を開催する。

２　公開講座等に関し必要な事項は別に定める。

第　13　章　　厚　生　施　設

〔厚生施設〕

第　53　条　本学に保健室、学生相談室、学生懇話室、食堂その他の厚生施設をおく。

第　14　章　　図書館および附属教育施設

〔図書館〕

第　54　条　本学に図書館をおく。

２　図書館に関し必要な事項について別に定める。

〔附属教育施設〕

第　55　条　本学に次の附属教育施設をおく。

幼　稚　園

２　前項の諸施設に関し、必要な事項については別に定める。

第　15　章　　他の短期大学、大学等における授業科目の履修および入学前の既修得単位の認定等

〔他の大学等で修得した単位の認定〕

第　56　条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学、大学または本学教授会の議を経て学長が認めた他の教育機関において履修した授業科目について修得した単位を、２０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

〔入学前の既修単位の認定〕

第　57　条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、大学または本学教授会の議を経て学長が認めた他の教育機関において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、２０単位を超えないものとする。

３　前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

４　前条および本条の規定により認定される単位の合計は、３０単位を超えないものとする。

〔他の短期大学または大学以外の教育施設等における学修の授業科目の認定〕

第　58　条　本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

２　前項により認定できる単位数は、本学学則第５６条第１項および第５７条第１項に規定した単位数を合わせて３０単位を超えないものとする。

３　前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

〔入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定〕

第　59　条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、本学が養成を目指す職業に必要な能力を修得している場合において、文部科学大臣が別に定めるところ（文部科学省平成３０年告示第７号）により、当該職業に必要な能力の修得を、本学の授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。）の履修とみなし単位を与えることができる。

２　前項により認定できる単位数は、１５単位を超えないものとし、かつ本学学則第５６条第１項および第５７条第１項に規定した単位数を合わせて３０単位を超えないものとする。

３　前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

第　16　章　　海外帰国子女、社会人の受け入れ

〔海外帰国子女特別選抜〕

第　60　条　日本国籍を有する者で、保護者の海外赴任に同伴し、外国で就学後帰国した海外帰国子女の女子で、大学入学資格を有し本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

２　海外帰国子女特別選抜の方法、その他、必要な事項は別に定める。

〔社会人特別選抜〕

第　61　条　社会的な経験を踏まえ明確な問題意識をもって、本学での学修を望む者があるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

２　社会人特別選抜の方法、受験資格、その他必要な事項は別に定める。

別表１　基礎教養科目群　（第10条関係）

領域	授業科目名	単位数 必修	単位数 選択	備考
こころと身体	信愛教育Ⅰ	1		「信愛教育Ⅰ・Ⅱ」を必修、領域「紀の国わかやまと世界」の科目２単位を選択必修とし、合計１０単位以上を修得すること。ただし、生活文化専攻は、「信愛教育Ⅰ・Ⅱ」、領域「紀の国わかやまと世界」の科目２単位を含め合計１２単位以上修得すること。
	信愛教育Ⅱ	1		
	知ることと信じること		2	
	心理学入門		2	
	人間関係論		2	
	保健体育講義		1	
	保健体育実技		1	
紀の国わかやまと世界	紀の国の歴史と文化		2	
	地域経済論		2	
	紀の国の文学		2	
	紀の国の食文化		2	
	紀の国の自然		2	
	地域子育て・子育ち支援		2	
	地域社会学		2	
くらしと文化	キリスト教と文化		2	
	音楽		2	
	日本国憲法		2	
	日本語演習		2	
	情報文化論		2	
	基礎演習		2	
科学と環境	生活科学		2	
	自然と生物		2	
	情報処理論		2	
	情報処理演習		2	
外国語科目	英語ⅠA		2	２単位以上を修得すること。ただし、生活文化学科生活文化専攻は、「英語ⅠA又はⅠB」２単位、生活文化学科食物栄養専攻および保育科は「外国語科目」２単位を必修とする。
	英語ⅠB		2	
	英語Ⅱ		2	
	英語Ⅲ（海外研修）		1	
	資格英語		1	
	フランス語Ⅰ		2	
	フランス語Ⅱ		2	
合計		2	54	

別表２　生活文化学科生活文化専攻専門教育科目群　（第10条関係）

授業科目名	単位数	必修	選択
生活文化論	2	2	
家政学概論	2	2	
消費生活論	2		2
衣生活論	2		2
住生活論	2		2
食生活論	2		2
服飾文化史	2		2
健康デザイン	2		2
食文化論	2		2
住文化史	2		2
地域文化論	2	2	
比較文化論	2		2
日本の文化	2		2
地域と防災	2	2	
生活福祉論演習	2		2
キャリアの心理学	2	2	
生活美術	2		2
生活工芸	2		2
公衆衛生学	2		2
健康管理概論	2		2
生活科学実験	2		2
人間工学	2		2
保育学（含実習）	2		2
家族関係	2		2
家庭福祉論	2		2
被服学	2		2
被服構成学	2		2
被服構成実習	2		2
造形実習	2		2
ファッションビジネス	2		2
ﾌｧｯｼｮﾝ・ﾌﾞﾗｲﾀﾞﾙｺｰﾃﾞｨﾈｲﾄⅠ	1		1
ﾌｧｯｼｮﾝ・ﾌﾞﾗｲﾀﾞﾙｺｰﾃﾞｨﾈｲﾄⅡ	1		1
生活ｺｰﾃﾞｨﾈｲﾄ演習	2		2
食物学（含食品学）	2		2
食品学Ⅱ	2		2
食品衛生学	2		2
栄養学	2		2
調理実習Ⅰ	1		1
調理実習Ⅱ	1		1
フードコーディネイト	2		2
住居学	2		2
住居デザイン論	2		2
インテリアデザイン	2		2
情報科学	2	2	
情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論	2		2
コンピュータ科学演習	2	2	
マルチメディア演習	2	2	
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀﾈｯﾄﾜｰｸ論	2		2
CG	2		2
CAD	1		1
プログラミング	2		2
情報メディア論	2		2
A．I．（人工知能）	2		2
メディア編集	2		2
Web プログラミング	2		2
コンテンツデザイン	2		2
消費者問題研究	2		2
マーケティング	2		2
ソフトウェア総合演習	1		1
キャリアデザイン	2	2	
インターンシップⅠ	2	2	
インターンシップⅡ	1		1
プレゼンテーション技法	2		2
プロジェクト実践演習	2		2
地域人材育成論	2		2
キャリアアップセミナー	2		2
フードマネジメント	2		2
生活文化ゼミ	2	2	
秘書学概論Ⅰ	2	2	
秘書学概論Ⅱ	2		2
秘書実務Ⅰ	2	2	
秘書実務Ⅱ	2		2
事務管理	2		2
簿記Ⅰ	2		2
簿記Ⅱ	2		2
会計学	2		2
医療事務概論	2		2
医療事務	2		2
医療事務演習	1		1
医療接遇概論	2		2
調剤事務概論	2		2
介護概論	2		2
介護技術	1		1
介護事務総論	2		2
介護事務演習	1		1
介護実習	1		1
合計	161	26	135

別表３　生活文化学科食物栄養専攻専門教育科目群　（第10条関係）

授業科目名	単位数	必　修	選　択
公衆衛生学概論	2	2	
社会福祉概論	2		2
解剖生理学	2	2	
生理・生化学実験	1		1
生化学Ⅰ	2	2	
運動生理学	2		2
生化学Ⅱ	2		2
食品学Ⅰ	2	2	
食品学Ⅱ	2	2	
食品学Ⅲ	2		2
食品学総論実験	1		1
食品学各論実験	1		1
食品衛生学	2	2	
食品衛生学実験	1		1
栄養学概論	2	2	
ライフステージ栄養学	2		2
栄養学各論実習	1		1
臨床栄養学概論	2	2	
臨床栄養学各論	2		2
臨床栄養学実習Ⅰ	1		1
臨床栄養学実習Ⅱ	1		1
公衆栄養学	2	2	
子どもの健康と発育	2		2
栄養教育論Ⅰ	2	2	
栄養教育論Ⅱ	2	2	
栄養教育論実習Ⅰ	1	1	
栄養教育論実習Ⅱ	1		1
食育実践演習	2		2
調理学	2	2	
調理学実習Ⅰ	1	1	
調理学実習Ⅱ	1	1	
給食管理	2	2	
給食管理実習Ⅰ	1	1	
給食管理実習Ⅱ	1		1
給食管理実習Ⅲ	1		1
健康管理概論	2		2
介護概論	2		2
病理学概論	2		2
フードコーディネイト	2		2
プロジェクト実践演習	2		2
フードマネジメント	2		2
製菓理論	2		2
製菓実習	1		1
医薬と検査	2		2
医療秘書実務	2		2
医療秘書実務実習	1		1
医療事務総論	2		2
医療事務演習	1		1
手話	1		1
キャリアデザイン	2		2
校外実習指導	1		1
卒業研究	2	2	
合計	85	32	53

別表４　保育科専門教育科目群　（第10条関係）

授業科目名	単位数	必　修	選　択
音楽表現の基礎	1		1
音楽表現	1		1
ピアノⅠ	2	2	
ピアノⅡ	2		2
パーカッションⅠ	1		1
パーカッションⅡ	1		1
音楽指導論	1		1
幼児音楽	1		1
図画工作	2	2	
造形表現	1		1
幼児体育Ⅰ	1		1
幼児体育Ⅱ	1		1
国語表現	2		2
子どもの自然遊び	1		1
子どもの言葉遊び	1		1
子どもの表現遊び	1		1
保育のこころ	1	1	
保育者論	2	2	
教育原理	2	2	
保育原理Ⅰ	2	2	
保育原理Ⅱ	2		2
社会的養護Ⅰ	2		2
教育課程論（保育の計画と評価を含む）	2		2
保育内容総論	1		1
保育内容演習（環境）	1		1
保育内容演習（言葉）	1		1
保育内容演習（人間関係）	1		1
保育内容演習（健康）	1		1
保育内容演習（表現）	1		1
保育内容演習（造形）	1		1
身体表現	1		1
保育内容演習（自然）	1		1
乳児保育Ⅰ	2		2
乳児保育Ⅱ	1		1
障害児保育	2		2
特別支援教育	1		1
社会的養護Ⅱ	1		1
子どもの言葉	2		2
子どもの表現	1		1
援助方法演習	1		1
教育の方法と技術	1		1
保育の心理学Ⅰ	2	2	
保育の心理学Ⅱ	1	1	
子ども家庭支援の心理学	2		2
幼児理解と教育相談支援	2		2
子ども家庭福祉	2	2	
社会福祉	2		2
子育て支援	1		1
子ども家庭支援論	2		2
ボランティア論	1	1	
子どもの保健	2	2	
子どもの健康と安全	1		1
子どもの食と栄養	2	2	
教育実習	4		4
保育実習Ⅰ	4		4
保育実習Ⅱ	2		2
保育実習Ⅲ	2		2
教育実習指導Ⅰ	1		1
教育実習指導Ⅱ	1		1
保育実習指導ⅠA	1		1
保育実習指導ⅠB	1		1
保育実習指導Ⅱ	1		1
保育実習指導Ⅲ	1		1
保育・教職実践演習（幼稚園）	2		2
キャリアデザイン	2		2
基礎ゼミ	1	1	
卒業研究	2	2	
合　　計	99	24	75

別表5　教職関係科目（第18条関係）

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育講義	1		
		保健体育実技	1		
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA		2	2単位選択必修
		英語ⅠB		2	
		フランス語Ⅰ		2	
情報機器の操作	2	情報処理演習	2		

領域及び保育内容の指導法に関する科目						
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
領域に関する専門的事項	国語	12	国語表現		2	
	音楽		ピアノⅠ	2		
			ピアノⅡ		2	
			パーカッションⅠ		1	
			パーカッションⅡ		1	
			音楽指導論		1	
			幼児音楽		1	
	図画工作		図画工作	2		
			造形表現		1	
	体育		幼児体育Ⅰ	1		
			幼児体育Ⅱ		1	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容演習（健康）	1		
			保育内容演習（人間関係）	1		
			保育内容演習（環境）	1		
			保育内容演習（言葉）	1		
			保育内容演習（表現）	1		
			保育内容演習（自然）	1		
			保育内容演習（造形）	1		

教育の基礎的理解に関する科目等						
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		保育者論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育の心理学Ⅰ	2		
			保育の心理学Ⅱ	1		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	4	教育課程論（保育の計画と評価を含む）	2		
			保育内容総論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育の方法と技術	1		
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解と教育相談支援	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習	4		
			教育実習指導Ⅰ	1		
			教育実習指導Ⅱ	1		
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		

大学が独自に設定する科目			
授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
			※

※最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得

別表6　栄養士養成課程（学則第20条関係）

教育内容	科目名称	授業形態	単位数	必修単位数	
				講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	公衆衛生学概論	講義	2	4	4
	社会福祉概論	講義	2		
人体の構造と機能	解剖生理学	講義	2	8	
	生理・生化学実験	実験	1		
	病理学概論	講義	2		
	生化学Ⅰ（基礎）	講義	2		
	生化学Ⅱ（応用）	講義	2		
食品と衛生	食品学Ⅰ（総論）	講義	2	6	
	食品学Ⅱ（各論・加工学を含む）	講義	2		
	食品学総論実験	実験	1		
	食品学各論実験	実験	1		
	食品衛生学	講義	2		
	食品衛生学実験	実験	1		
栄養と健康	栄養学概論	講義	2	8	10
	ライフステージ栄養学	講義	2		
	栄養学各論実習	実習	1		
	臨床栄養学概論	講義	2		
	臨床栄養学各論	講義	2		
	臨床栄養学実習Ⅰ（計画）	実習	1		
	臨床栄養学実習Ⅱ（実習）	実習	1		
栄養の指導	公衆栄養学	講義	2	6	
	栄養教育論Ⅰ（基礎知識）	講義	2		
	栄養教育論Ⅱ（応用）	講義	2		
	栄養教育論実習Ⅰ	実習	1		
	栄養教育論実習Ⅱ	実習	1		
給食の運営	調理学	講義	2	4	
	調理学実習Ⅰ（基本調理）	実習	1		
	調理学実習Ⅱ（日常食）	実習	1		
	給食管理	講義	2		
	給食管理実習Ⅰ（給食計画）	実習	1		
	給食管理実習Ⅱ（給食実習）	実習	1		
	給食管理実習Ⅲ（校外実習）	実習	1		

別表７　保育士養成教育課程　（第21条関係）

	系　列	教　科　目　名	授業形態	単位数	必　修	選　択	備　考　1
教養科目		信愛教育Ⅰ	演習	1	1		
		信愛教育Ⅱ	演習	1	1		
		知ることと信じること	講義	2		2	
		心理学入門	講義	2		2	
		人間関係論	講義	2		2	
		紀の国の歴史と文化	講義	2		2	
		地域経済論	講義	2		2	
		紀の国の文学	講義	2		2	
		紀の国の食文化	講義	2		2	
		紀の国の自然	講義	2		2	
		地域子育て・子育ち支援論	講義	2		2	
		地域社会学	講義	2		2	必修を含め6単位以上履修すること
		キリスト教と文化	講義	2		2	
		音楽	講義	2		2	
		日本国憲法	講義	2		2	
		日本語演習	演習	2		2	
		情報文化論	講義	2		2	
		基礎演習	演習	2		2	
		生活科学	講義	2		2	
		自然と生物	講義	2		2	
		情報処理論	講義	2		2	
		情報処理演習	演習	2		2	
		外国語科目　英語ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅲ、資格英語	演習	8		8	
		外国語科目　ﾌﾗﾝｽ語Ⅰ・Ⅱ	演習	4		4	
		保健体育科目　保健体育講義	講義	1	1		
		保健体育科目　保健体育実技	実技	1	1		
		合　　計		56	4	52	
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理Ⅰ	講義	2	2		
		教育原理	講義	2	2		
		子ども家庭福祉	講義	2	2		
		社会福祉	講義	2	2		
		子ども家庭支援論	講義	2	2		
		社会的養護Ⅰ	講義	2	2		
		保育者論	講義	2	2		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	講義	2	2		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	2		
		幼児理解と教育相談支援	演習	2	2		
		子どもの保健	講義	2	2		
		子どもの食と栄養	演習	2	2		
	保育の内容・方法に関する科目	教育課程論（保育の計画と評価を含む）	講義	2	2		
		保育内容総論	演習	1	1		
		保育内容演習（環境）	演習	1	1		
		保育内容演習（言葉）	演習	1	1		
		保育内容演習（健康）	演習	1	1		
		保育内容演習（表現）	演習	1	1		
		保育内容演習（人間関係）	演習	1	1		
		子どもの自然遊び	演習	1	1		
		子どもの言葉遊び	演習	1	1		
		子どもの表現遊び	演習	1	1		
		幼児体育Ⅰ	演習	1	1		
		乳児保育Ⅰ	講義	2	2		
		乳児保育Ⅱ	演習	1	1		
		子どもの健康と安全	演習	1	1		
		障害児保育	演習	2	2		
		社会的養護Ⅱ	演習	1	1		
		子育て支援	演習	1	1		
	保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	4		
		保育実習指導ⅠA	演習	1	1		
		保育実習指導ⅠB	演習	1	1		
	総合演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	2		
		合　　計		52	52	0	
選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理Ⅱ	講義	2		2	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅱ	演習	1		1	
	保育の内容・方法に関する科目	特別支援教育	演習	1		1	
		保育内容演習（自然）	演習	1		1	
		保育内容演習（造形）	演習	1		1	この欄の選択必修科目・単位の中から6単位以上必ず履修しなければならない
		身体表現	演習	1		1	
		ピアノⅡ	演習	2		2	
		パーカッションⅠ	演習	1		1	
		パーカッションⅡ	演習	1		1	
		音楽表現の基礎	演習	1		1	
		音楽表現	演習	1		1	
		幼児音楽	演習	1		1	
		音楽指導論	演習	1		1	
		造形表現	演習	1		1	
		幼児体育Ⅱ	演習	1		1	
		国語表現	講義	2		2	
		子どもの言葉	講義	2		2	
		子どもの表現	演習	1		1	
	保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2		2	保育実習Ⅱと保育実習指導Ⅱ、または保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲを合わせて3単位以上履修しなければならない
		保育実習Ⅲ	実習	2		2	
		保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	
		保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	
		合　　計		28	0	28	

備考２　介護福祉士養成施設の卒業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第１号から第３号まで若しくは第５号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第４号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者をいう。）に対しては、以下に掲げる教科目について、履修を免除することができる。なお、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第２項第５号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、３年以上介護等の業務に従事した場合に履修を免除できる。

ア　必修科目のうち、「子ども家庭福祉」、「社会福祉」、「子ども家庭支援論」、「社会的養護Ⅰ」及び「社会的養護Ⅱ」

イ　選択必修科目のうち、「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」

別表８　「秘書士」「上級秘書士」「上級秘書士（メディカル秘書）」「情報処理士」「上級情報処理士」資格に関する科目　（第22条関係）

「秘書士」資格に関する科目

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	（領域１）			
	秘書学概論Ⅰ	2		
	秘書実務Ⅰ	2		
	（領域２）			
	地域文化論	2		
	（領域３）			
	生活文化ゼミ	2		
選択科目	（領域１）			領域１～３からそれぞれ２単位以上、計10単位以上修得すること。
	情報処理演習		2	
	簿記Ⅰ		2	
	消費生活論		2	
	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ科学演習		2	
	ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ演習		2	
	日本語演習		2	
	情報処理論		2	
	（領域２）			
	情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論		2	
	英語ⅠA		2	
	英語ⅠB		2	
	英語Ⅱ		2	
	心理学入門		2	
	人間関係論		2	
	キャリアの心理学		2	
	キャリアデザイン		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	生活文化論		2	
	（領域３）			
	インターンシップⅠ		2	
	インターンシップⅡ		1	
合　　計		8	37	

「上級秘書士」資格に関する科目

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	（領域１）			
	秘書学概論Ⅰ	2		
	秘書実務Ⅰ	2		
	（領域２）			
	秘書学概論Ⅱ	2		
	秘書実務Ⅱ	2		
	（領域３）			
	生活文化ゼミ	2		
選択科目	（領域１）			領域１及び３から２単位以上、領域２から４単位以上、領域１～３のうち計16単位以上修得すること。
	情報処理演習		2	
	簿記Ⅰ		2	
	消費生活論		2	
	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ科学演習		2	
	ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ演習		2	
	日本語演習		2	
	情報処理論		2	
	英語ⅠA		2	
	英語ⅠB		2	
	英語Ⅱ		2	
	心理学入門		2	
	キャリアの心理学		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	情報文化論		2	
	情報メディア論		2	
	生活文化論		2	
	地域文化論		2	
	（領域２）			
	簿記Ⅱ		2	
	情報コミュニケーション論		2	
	事務管理		2	
	会計学		2	
	人間関係論		2	
	キャリアデザイン		2	
	（領域３）			
	地域社会学		2	
	インターンシップⅠ		2	
	インターンシップⅡ		1	
合　　計		10	51	

「上級秘書士（メディカル秘書）」資格に関する科目

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	（領域１）			
	秘書学概論Ⅰ	2		
	秘書実務Ⅰ	2		
	（領域２）			
	医療事務概論	2		
	医療事務演習	1		
	（領域３）			
	生活文化ゼミ	2		
選択科目	（領域１）			領域１及び３から２単位以上、領域２から４単位以上、領域１～３のうち計16単位以上修得すること。
	情報処理演習		2	
	簿記Ⅰ		2	
	消費生活論		2	
	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ科学演習		2	
	ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ演習		2	
	日本語演習		2	
	情報処理論		2	
	英語ⅠA		2	
	英語ⅠB		2	
	英語Ⅱ		2	
	心理学入門		2	
	キャリアの心理学		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	情報文化論		2	
	情報メディア論		2	
	生活文化論		2	
	地域文化論		2	
	（領域２）			
	介護事務総論		2	
	介護事務演習		1	
	医療接遇概論		2	
	医療事務		2	
	調剤事務概論		2	
	（領域３）			
	地域社会学		2	
	インターンシップⅠ		2	
	インターンシップⅡ		1	
合　　計		9	48	

「情報処理士」資格に関する科目

	授業科目名	単位数 必修	単位数 選択	備考
必修科目	（領域１）			
	情報処理論	2		
	情報処理演習	2		
	（領域２）			
	地域文化論	2		
	（領域３）			
	生活文化ゼミ	2		
選択科目	（領域１）			領域１～３よりそれぞれ２単位以上、計10単位以上修得すること。
	プログラミング		2	
	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀﾈｯﾄﾜｰｸ論		2	
	コンテンツデザイン		2	
	情報メディア論		2	
	簿記Ⅰ		2	
	簿記Ⅱ		2	
	会計学		2	
	事務管理		2	
	（領域２）			
	消費生活論		2	
	生活文化論		2	
	心理学入門		2	
	人間関係論		2	
	日本語演習		2	
	キャリアの心理学		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論		2	
	情報文化論		2	
	地域社会学		2	
	（領域３）			
	マルチメディア演習		2	
	キャリアデザイン		2	
	インターンシップⅠ		2	
	インターンシップⅡ		1	
合計		8	43	

＊「情報活用力診断テストRasti」（ICT利活用力推進機構主催）を受験し、得点が450点以上の者については、その得点証明書をもって領域１（必修科目2単位）の開発能力を達成したものとみなすことができる。

「上級情報処理士」資格に関する科目

	授業科目名	単位数 必修	単位数 選択	備考
必修科目	（領域１）			
	情報処理論	2		
	情報処理演習	2		
	（領域２）			
	情報科学	2		
	コンピュータ科学演習	2		
	（領域３）			
	生活文化ゼミ	2		
選択科目	（領域１）			領域１及び３から２単位以上、領域２から４単位以上、領域１～３のうち計16単位以上修得すること。
	プログラミング		2	
	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀﾈｯﾄﾜｰｸ論		2	
	コンテンツデザイン		2	
	情報メディア論		2	
	簿記Ⅰ		2	
	簿記Ⅱ		2	
	会計学		2	
	事務管理		2	
	消費生活論		2	
	生活文化論		2	
	心理学入門		2	
	人間関係論		2	
	日本語演習		2	
	キャリアの心理学		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	地域文化論		2	
	地域社会学		2	
	（領域２）			
	ＣＧ		2	
	メディア編集		2	
	Webプログラミング		2	
	情報文化論		2	
	情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論		2	
	（領域３）			
	マルチメディア演習		2	
	キャリアデザイン		2	
	インターンシップⅠ		2	
	インターンシップⅡ		1	
合計		10	51	

＊「情報活用力診断テストRasti」（ICT利活用力推進機構主催）を受験し、得点が520点以上の者については、その得点証明書をもって領域１又は領域2（必修科目2単位）の開発能力を達成したものとみなすことができる。

別表９　　「医療秘書実務士」称号の資格に関する科目
（第22条関係）

「医療秘書実務士」称号に関する科目

生活文化学科食物栄養専攻		
	授 業 科 目 名	単位数
必 修 科 目	情報処理演習	1
	公衆衛生学概論	2
	社会福祉概論	2
	解剖生理学	2
	医薬と検査	2
	医療秘書実務	2
	医療秘書実務実習	1
	医療事務総論	2
	医療事務演習	1
選択必修科目	心理学入門	2
	介護概論	2
	英語ＩＡ 英語ＩＢ フランス語Ｉ	1
	手話	1
合　　計		21

※選択必修すべき科目については別途指示する。また、英語ＩＡ・英語ＩＢ・フランス語Ｉについては開講６単位のうち１単位を認める。

別表10　フードコーディネーター養成課程（第22条関係）

科　目	テキスト章目	規定時間	履修科目名	単位	授業形態
文　化	食の歴史と文化と風土	20 h	紀の国の食文化	2	講義
	食品・食材の知識	30 h	食品学Ⅱ（各論）	2	講義
	調理方法と調理器具 ［実習による履修］	30 h	調理実習Ⅰ 又は 調理学実習Ⅰ	1	実習
科　学	厨房の基礎知識	10 h			
	健康と栄養	20h	健康管理概論	2	講義
	食の安全	20h	食品衛生学	2	講義
デザイン／アート	食空間のあり方	2 h	フードコーディネイト	2	演習
	食空間と内装デザイン	10 h			
	食空間とテーブルコーディネート ［実習による履修］	28 h			
	テーブルサービスとマナー	10 h			
経済/経営	フードマネジメント	10 h	フードマネジメント	2	講義
	メニュープランニング	10 h			
	食の企画・構成・演出の流れ	10 h			

別表12　授業料等納入金

学則条項	納入金種別	年　　額	備　　考
第２５条	入学検定料	28,000円	
第３７条	入　学　金	200,000円	入学手続時
第３８条	授　業　料	716,000円	次の二期に分納 4月　358,000円 10月　358,000円
	教育充実費 （１期目） （２期目） （３期目） （４期目）	 105,000円 105,000円 105,000円 105,000円	 入学手続時 1年次後期 2年次前期 2年次後期
	実験実習費	66,000～82,000円	4月および10月の二期に分納
第３９条	在　籍　料	20,000円	各学期別に納入

付　則

この学則は昭和２８年４月１日から施行する。

付　則（昭和３１年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和３１年４月１日から施行する。

付　則（昭和３３年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和３３年４月１日から施行する。

付　則（昭和３５年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和３５年４月１日から施行する。

付　則（昭和３８年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和３８年４月１日から施行する。

付　則（昭和４２年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和４２年４月１日から施行する。

付　則（昭和４３年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和４３年４月１日から施行する。

付　則（昭和４４年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和４４年４月１日から施行する。

付　則（昭和４５年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和４５年４月１日から施行する。

付　則（昭和４５年９月１日一部改正）

この改正学則は昭和４５年９月１日から施行する。

付　則（昭和４７年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和４７年４月１日から施行する。

付　則（昭和４９年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和４９年４月１日から施行する。

付　則（昭和５１年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和５１年４月１日から施行する。

付　則（昭和５３年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和５３年４月１日から施行する。

付　則（昭和５４年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和５４年４月１日から施行する。

付　則（昭和５６年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和５６年４月１日から施行する。

付　則（昭和５７年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和５７年４月１日から施行する。

付　則（昭和５９年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和５９年４月１日から施行する。

付　則（昭和６０年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和６０年４月１日から施行する。

付　則（昭和６１年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和６１年４月１日から施行する。

付　則（昭和６２年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和６２年４月１日から施行する。

付　則（昭和６３年４月１日一部改正）

この改正学則は昭和６３年４月１日から施行する。

付　則（平成元年４月１日一部改正）

この改正学則は平成元年４月１日から施行する。

付　則（平成２年４月１日一部改正）

この改正学則は平成２年４月１日から施行する。

なお、平成元年以前の入学生については従前どおりとする。

付　則（平成２年４月１日一部改正）

この改正学則は平成２年４月１日から施行する。

付　則（平成３年４月１日一部改正）

この改正学則は平成３年４月１日から施行する。

ただし、平成３年度から平成１２年度において生活文化学科生活文化専攻の収容定員は、第４条の規定にかかわらず、次の通りとする。

	平成３年度		平成４年～１１年度		平成１２年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活文化学科 生活文化専攻	１００	１５０	１００	２００	５０	１５０

付　則（平成３年４月１日一部改正）

この改正学則は平成３年４月１日から施行する。

付　則（平成４年４月１日一部改正）

この改正学則は平成４年４月１日から施行する。

付　則（平成５年４月１日一部改正）

この改正学則は平成５年４月１日から施行する。

付　則（平成６年４月１日一部改正）

この改正学則は平成６年４月１日から施行する。

ただし、平成６年度から平成７年度において英語科の収容定員は、第４条の規定にかかわらず次の通りとする。

平成６年度　　１００人

平成７年度　　２００人

付　則（平成８年４月１日一部改正）

この改正学則は平成８年４月１日から施行する。

付　則（平成９年４月１日一部改正）

この改正学則は平成９年４月１日から施行する。

付　則（平成１０年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１０年４月１日から施行する。

付　則（平成１１年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１１年４月１日から施行する。

ただし、第４条および付則２６、３０の規定にかかわらず、平成１１年度から平成１２年度までの生活文化学科生活文化専攻・保育科および英語コミュニケーション学科の収容定員は次の通りとする。

	生活文化学科		英語コミュニケーション学科
	生活文化専攻	保育科	
平成１１年度	１８０	１５０	１７０
平成１２年度	１１０	２００	１４０

付　則（平成１２年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１２年４月１日から施行する。

付　則（平成１３年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１３年４月１日から施行する。

付　則（平成１４年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１４年４月１日から施行する。

なお、平成１３年度以前の入学生については、従前どおりとする。

付　則（平成１５年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１５年４月１日から施行する。

付　則（平成１６年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１６年４月１日から施行する。

付　則（平成１７年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１７年４月１日から施行する。

付　則（平成１８年４月１日一部改正）

この改正学則は平成１８年４月１日から施行する。

ただし、学則第１６条に規定する短期大学士、及び短期大学士に係る和歌山信愛女子短期大学学位規程は平成１８年２月１日より施行する。

付　則（平成１８年１２月１８日一部改正）

付　則（平成１９年　３月２０日一部改正）

この改正学則は平成１９年４月１日から施行する。

付　則（平成２０年４月１日一部改正）

この改正学則は平成２０年４月１日から施行する。

付　則（平成２０年５月７日一部改正）

付　則（平成２０年８月４日一部改正）

付　則（平成２０年１１月２６日一部改正）

付　則（平成２１年２月１８日一部改正）

付　則（平成２１年３月１１日一部改正）

付　則（平成２１年３月１７日一部改正）

付　則（平成２１年３月２３日一部改正）

この改正学則は平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２１年７月１５日一部改正）

付　則（平成２１年１２月１６日一部改正）

付　則（平成２２年１月２０日一部改正）

付　則（平成２２年３月２４日一部改正）

この改正学則は平成２２年４月１日から施行する。

付　則（平成２２年９月２５日一部改正）

この改正学則は平成２３年４月１日から施行する。

付　則（平成２３年２月２６日一部改正）

この改正学則は平成２３年４月１日から施行する

付　則（平成２３年５月２７日一部改正）

この改正学則は平成２４年４月１日から施行する。なお、平成２３年度以前の入学生については、従前どおりとする。

付　則（平成２４年２月２５日一部改正）

この改正学則は平成２４年４月１日から施行する。

付　則（平成２５年３月２６日一部改正）

この改正学則は平成２５年４月１日から施行する。

付　則（平成２６年３月２９日一部改正）

この改正学則は平成２６年４月１日から施行する。

付　則（平成２７年３月２３日一部改正）

この改正学則は平成２７年４月１日から施行する。

ただし、学則第２２条に規定する生活文化学科生活文化専攻の全国大学実務教育協会認定資格に係る別表８は平成２６年４月１日より適用する。

付　則（平成２８年３月２８日一部改正）

この改正学則は平成２８年４月１日から施行する。

付　則（平成２９年３月２８日一部改正）

この改正学則は平成２９年４月１日から施行する。

付　則（平成３０年９月１２日一部改正）

この改正学則は平成３０年４月１日から施行する。

付　則（平成３１年３月２８日一部改正）

この改正学則は平成３１年４月１日から施行する。

付　則（令和２年３月３０日一部改正）

この改正学則は令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和３年３月３０日一部改正）

この改正学則は令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和４年３月３０日一部改正）

この改正学則は令和４年４月１日から施行する。